「第3次県立特別支援学校整備計画(案)」に対する意見と県の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年1月13日(木)~2月10日(木)
- 2 意見提出者数 11名(18件)
- 3 提出された意見の概要と県の考え方
 - ※趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また同内容の意見についてはまとめさせていただきました。 ※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

番号	意見等	県の考え方
① 第3次県立特別支援学校整備計画全般についての意見		
1	「後期計画の具体的対応については、中間年の令和8年度に中間評価を行った上で必要に応じて計画全体を見直し、検討することとします。」に関し、今回の計画策定についても言えることですが、教育庁だけで検討するのではなく、現場の管理職とは別の教職員代表や障害者団体代表、市町村の障害者福祉対応部局代表等、幅広く意見を事前に伺うべきです。	本整備計画の本体計画となる第3次千葉県特別 支援教育推進基本計画の策定及び推進に当たって は、教育関係者はもとより、福祉、労働、医療な ど関係機関と連携し、必要に応じて御意見を伺っ ているところです。
2	「後期計画・・・ついては、中間年の令和8年度に中間評価を行った上で・・・計画全体を見直し、検討する・・」に関して、教職員組合、障害者団体、障害児の保護者団体等から意見を事前に聞き取るべきだ。	
② 特別支援学校設置基準関係についての意見		
3	「県立特別支援学校36校中、校舎面積については20校が、運動場面積については23校が設置基準の面積要件を満たしています。また、備えるべき施設についての規定については、例えば、図書室は25校に、自立活動室は全ての学校について満たしています」とあり、逆に言えば、満たしていない学校も相当数あることが明らかになりました。まずはこれらの校名を公表し、年次計画でそれらを順次解消していくことが求められるはずです。	特別支援学校設置基準では、現に存する特別支援学校の施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができる規定がされている一方で、水準の向上を図ることに努めなければならないとされています。県としては、各学校によって状況が異なることから、設置基準の趣旨を踏まえ、個別に対応を検討してまいります。
4	「県立特別支援学校36校中・・・満たしています。また備えるべき施設についての規定については、例えば・・・満たしています。」とあるが、満たしていない学校がかなりある。これらの校名を公表するべき。そして、順次解消することを明確にすべき。	特別支援学校設置基準では、現に存する特別支援学校の施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができる規定がされている一方で、水準の向上を図ることに努めなければならないとされています。県としては、各学校によって状況が異なることから、設置基準の趣旨を踏まえ、個別に対応を検討してまいります。
	③ 具体的な対応の他の学校整備について	
ה	鴨川市の障害児は、小、中学校は、公立の中に支援学校の分校に通っていますが、高校は片道1時間半かかります。分校も、手狭です。 鴨川市に、支援学校ができることで隣の勝浦や南房総市の子供達も通って来られます。 鴨川市は、多様性社会に向け、バリアフリー、特に心のバリアフリーに取り組んでいます。その意味でも市民活動と一体になって街づくりしていきたい。是非、鴨川市に支援学校を作っていただきたく、お願いします。	県教育委員会では、幼児児童生徒が障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶ体制の充実は重要であると考えます。また、居住地により近い場所で学べるようにすることも大切です。県教育委員会としましては、安房特別支援学校鴨川分教室の教育環境改善も含め、関係自治体とも連携し、よりよい方法を検討してまいります。
	計画の対象ではないようですが、鴨川市には特別支援学校がありません。鴨川小学校の校舎内にある安房特別支援学校鴨川分教室はまさに過密化しており、さらに高等部がありません。新規の受け入れにおいても、対応ができず困っている人が沢山います。どうか、こちらもご検討頂きたいと思います。よろしくお願いします。	過密解消に向けた特別支援学校の整備については、鴨川市を含め、全県的な視野に立って、地域の実情や在籍者数の推移等を勘案しながら対応を検討する必要があります。安房特別支援学校鴨川分教室の教育環境改善については、関係市の協力を得ながら、教室の使用状況等に応じた対応を検討してまいります。

今後の取組として、「過密状況への対応」「在籍児童生徒数増への対応」とありますが、それは重要な課題であると理解しております。

ただし、この取組の考え方だけで進めた場合、過疎地域で特別支援学校まで通うことが困難な子供たちにとっては、これまでどおりつらい生活を続けることとなります。第3の取組として、ぜひ「過疎地域における通学困難者への対応」を盛り込んでいただきたいと望みます。

現在、鴨川市には、鴨川小学校校舎内に安房特別支援学校鴨川分教室がありますが、限られた狭い空間の中で教育活動を行っています。教室は普通学級を二つに仕切って使用しています。数も限られ、特別支援学校には必須の作業室もありません。音楽室などの特別教室は小学校と共同で使用しています。さらには、高等部がないため中学部を卒業した生徒は90分ほどかけて館山市内の本校舎に通うこととなります。

鴨川市内には使用しなくなった旧小学校の校舎が数か所あり、 ぜひ活用していただいて、特別支援学校の開設をお願いしたいの です。これは、周辺の勝浦市、鋸南町、南房総市(一部)も強く 希望していることです。

過疎地域においては、特別支援が必要な子供にとって、学校が近くにない現実があることをご理解いただきたいと切に願う次第です。

障害のある児童生徒が、居住地により近い場所で学べるようにすることは大切です。

県教育委員会としましては、安房特別支援学校鴨川分教室の教育環境の改善も含め、関係自治体とも連携しながら、よりよい方法を検討してまいります。

現在、千葉県立安房特別支援学校鴨川分教室が1校あります。しかし、市街にあるため、大山地区に住んでいる住民は車で30分かかります。そのため、とても不便という声を周りの住民からよく聞きます。そこで、鴨川市に特別支援学校を新設する候補地にご検討頂けないでしょうか。鴨川市には現在、廃校も増えていますので、こちらの校舎の活用も検討して下さい。

また、地域移住者を増やすという視点でも、インフラとしての 福祉が充実していることも町の魅力に繋がると感じています。

現在、廃校になっている学校の一覧

・鴨川市立曽呂小学校・鴨川市立太海小学校・鴨川市立主基小学校・鴨川市立大山小学校・鴨川市立吉尾小学校

障害のある児童生徒が、居住地により近い場所で学べるようにすることは大切です。

県教育委員会としましては、教育環境の改善に向け、関係自治体とも連携しながら、よりよい方法を検討してまいります。

鴨川分教室は鴨川小学校内にあり、健常児と共存でき交流活動も積極的に取り入れられとても良い環境です。しかしここ数年で児童・生徒の人数が増え、中等部の作業の部屋も無くなってしまいました。

もともと1つの教室を半分にして授業が行われていたところに 児童が増えまた先生方も入りますので、なかなか思ったような活動が難しいように思われます。人数が増えるにつれて障害の状況も多岐にわたり、教室の数・広さが今のままでは、生活や学習を 基準通りに受けることがほぼ無理だと思います。児童・生徒たち は日々一生懸命生きて、学習に取り組んでいます。もっと学習で きる場の提供に手助けをしていただきたいのです。

鴨川小学校には空き教室もあります。そちらの活用など鴨川市 教育委員会と連携し、整備計画にいれていただきたいです。

都市部に比べ人口が少なく重要度が低く見られがちですが、本校まで片道45km、1時間以上の移動が困難であったりバスも満席状態にあり高等部への進学を諦めざるをえない子どもたちもでています。

南房総地域はデイサービスや施設も少なく、学校が果たす役割は都市部以上に大きいです。

それも加味していただき、鴨川分教室の施設改善への取り組みを早急に毛計画にいれていただけるようにお願いします。

過密解消に向けた特別支援学校の整備については、鴨川市を含め、全県的な視野に立って、地域の実情や在籍者数の推移等を勘案しながら対応を検討する必要があります。安房特別支援学校鴨川分教室の教育環境改善については、関係市の協力を得ながら、教室の使用状況等に応じた対応を検討してまいります。

知的障害、肢体不自由な子供たちの支援、大変な事業ですね。 障害を持つ子供たちが年々増加傾向であることに大変驚きまし た。私の居住する町(鴨川市)では支援学校は、小学校の空いて いる教室の一部を使っています。

計画書を読ませていただくと、専門学校を建てたり空いている校舎を利用したり集約するように思いましたが、子供が少ない地域では、集約されるとそこまでの移動手段を大変だなと思いました。又障害の子供たちと普通の子供たちが触れ合っている姿を見ると、普通の子供達と共に過ごすことがとても大切だと思っています。

今やどこも少子化で学校が廃校になるところがあちこちです。 集約化も重要ですが、地域に応じての事業計画もお願いしたいと 思います。 県教育委員会では、幼児児童生徒が障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶ体制の充実は重要であると考えます。また、居住地により近い場所で学べるようにすることも大切です。県教育委員会としましては、安房特別支援学校鴨川分教室の教育環境改善も含め、関係自治体とも連携し、よりよい方法を検討してまいります。

今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応として、その「過密状況の解消」「過密状況への対応」を基本とした整備計画と捉えておりますが、千葉県全体を見た場合、南房総地域の中でも、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の3市1町で構成される安房地域は、人口減少が進む中にありましても特別支援教育の充実は欠かせません。

特に、鴨川市内には鴨川小学校校舎内に安房特別支援学校の分教室が開設されていますが、館山市内にあります安房特別支援学校までは移動に1時間以上の通学時間を要し、立地的には君津・木更津方面、夷隅方面の特別支援学校へ行くにしても同様に1時間ほどの時間を要する状況にあります。

11 加えて、鴨川小学校内の安房特別支援学校分教室には高等部がなく、障害のある幼児児童生徒が居住地に近い場所で、切れ目のない特別支援教育を受けられない環境にあります。

このため、「第3次推進基本計画」「第3次県立特別支援学校整備計画」策定にあたりましては、「過密状況」に応じた整備計画に加え、地域の実情に応じた特別支援教育の充実強化が図られるよう、人口減少地域における特別支援学校または同分校等の整備計画についても、計画に位置づけていただけるようお願い致します。

過密解消に向けた特別支援学校の整備については、鴨川市を含め、全県的な視野に立って、地域の実情や在籍者数の推移等を勘案しながら対応を検討する必要があります。

鴨川分教室は利用可能な教室数が少なく、複式学級にして教室を利用している。そのため、クールダウンできる部屋や作業教室、職員の更衣室も不足している。応接室や会議室もないため、保健室を借りて、対応や会議をすることもある。同校舎の小学校には空き教室があるので、有効活用させていただけないか。また、近隣大学がキャンパス移動となるので、県として有効活用はできないか検討していただきたい。図書室は25校・自立活動室は25校についただきたい。と記述があるが、分教室は自立活動室が教室数確保のため、普通教室になり、図書室や音楽室・体育館は、同校舎の市立小学校と共用している。本校だけではなく、分校・分教室にも目を向けて欲しい。

子どものための学校なので、一概には言えないが、児童生徒が増えるイコール職員の数が増えるということだと思う。職員の駐車場の確保や、スクールバス待機場所の確保等校舎や施設外の改正にも力を入れて欲しい。

県教育委員会では設置基準の趣旨を踏まえ、学校の児童生徒数の推移等を注視しつつ、必要に応じ、普通教室における合同使用の解消に向けた対応や、やむを得ず普通教室に転用されてきた、学習上必要な特別教室の再整備への対応などを、過密状況への対応に併せ、分校・分教室も含め、学校ごとに検討してまいります。

第3次整備計画では、今後の取組方針として「現在の過密状況 過密解消に向けた特別支援学校の整備について への対応」及び「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」の は、鴨川市を含め、全県的な視野に立って、地域 2点が掲げられているが、東葛飾地域や北総地域、千葉・葛南地 の実情や在籍者数の推移等を勘案しながら対応を 域やアクアライン着岸周辺地域など、いずれも現に人口増や特別 検討する必要があります。教育環境の改善も含 支援学校の児童生徒の増加が見込まれる地域を対象とした取組と め、関係市の協力を得ながら、よりよい方法を検 の印象を受ける。 討してまいります。 本市(鴨川市)を含めた県南の過疎地域にあっては、当該施設 数も限られているため、例えば心身ともに大きな負担となる片道 |90分の通学バスを利用しての本校への通学を選択するか、通学バ スを利用できない場合には、在宅での生活を余儀なくされている 児童生徒や保護者が相当程度の数に上っているのが現状である。 本市においては、既存の小学校施設を活用した分教室が特例的に 設置されているものの、既に飽和状態に陥っており、地域の潜在 ニーズに応えることは不可能となっている。 障害の程度等如何に係わらず、生まれ育った地域で学び、生活 することが親子の願いでもあり、過疎地域にも優しい取組を推進 するため、第3次整備計画における取組として、その具体的な手 |法や対応方針等を明記すべきである。 なお、本市に限らず、県南地域の市町にあっては、転用可能な |校地や校舎等について、少なからず所有しているのが現状であ ④ その他の意見 「計画策定の必要性」の項目に、特別支援学校 「計画策定の必要性」の中に昨年9月に公布された特別支援学 校の設置基準に関することが抜け落ちています。21ページに付け 設置基準に関する記述を加筆しました。 加えたように出ていますが、新たな整備計画を立てるに当たり、 14 順番としては「計画策定の必要性」の中に位置づけられるものの はずです。 「計画策定の必要性」の中に9月に交付された特支の設置基準 「計画策定の必要性」の項目に、特別支援学校 に関する記述を入れるべきだ。 設置基準に関する記述を加筆しました。 15 「第2次整備計画の評価」に関し、先日の来年度県当初予算 本計画の具体的な対応について、第2次県立特 で、旧千葉市立花見川第二中学校の改修による特別支援学校を新 別支援学校整備計画からの継続事業や著しい過密 設することが発表されましたが、これも第2次整備計画の積み残 状況にある県立特別支援学校については、関係市 しであったはずです。施設整備による対応のうち、増築に関して 町村等の協力を得ながら、早期に対応ができるよ は計画通り達成されたと思われますが、新設に関しては先の花見 う努める旨を記載しています。 |川の他にも葛南地区と南房総地区の「学区内の小・中学校等の使 用しなくなる校舎等」の活用が残されていることも明記すべきで あり、第3次計画においても最優先に取り組むことを掲げてはい かがか。 新設に関し、葛南地区と南房総地区の「学区内の小・中学校等 本計画の具体的な対応について、第2次県立特 |の使用しなくなる校舎等」の活用が残されているので、このこと 別支援学校整備計画からの継続事業や著しい過密 17 を第3次計画でも優先的に掲げていただきたい。 状況にある県立特別支援学校については、関係市 町村等の協力を得ながら、早期に対応ができるよ う努める旨を記載しています。 やむを得ず対応している旨の記述に変更しまし 「知的障害特別支援学校の状況」の最後で「教室不足が生じて |いる学校の中には、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室| に転用したり、一つの教室を複数の学級で合同使用したりするな どの工夫をして対応している学校もあります。」とさらりと記述 しないでいただきたい。音楽室や図書室を普通教室に転用するこ 18 とは、本来あるべき教育活動に制約が加わることであり、「工 夫」ではなく、「やむを得ず」という表現が先に加わるべきと考 えます。